

令和元年宇治田原町総務建設常任委員会

令和元年6月13日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 付託議案審査
- 議案第18号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについて
- て
- 議案第23号 京都地方税機構規約の変更について
- 日程第2 各課所管事項報告
- 総務課所管
- ・洪水浸水想定区域図の公表について
- 企画財政課所管
- ・令和元年度公共事業等の執行予定（上半期）について
- 税住民課所管
- ・令和元年度町民税（個人）の賦課状況について
 - ・平成30年度町税徴収実績について
 - ・町税納付方法別件数内訳について（平成30年度第4四半期分）
- 日程第3 付託議案審査
- 議案第20号 宇治田原町土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 議案第21号 宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 議案第22号 土地の取得について
- 日程第4 各課所管事項報告
- 建設環境課所管
- ・公共交通利用促進について
 - ・ごみ排出量の平成30年度実績について
 - ・環のくらし地域活動促進事業補助について
- プロジェクト推進課所管
- ・新庁舎建設を記念した「芳名プレート」希望者募集について

○上下水道課所管

・下水道普及状況について

日程第5 その他

1. 出席委員

委員長	9番	谷口重和	委員
副委員長	11番	藤本英樹	委員
	3番	今西久美子	委員
	5番	田中修	委員
	7番	馬場哉	委員
	12番	谷口整	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下康之君
総務部長	奥谷明君
建設事業部長	野田泰生君
まちづくり整備推進 担当部長	黒川剛君
総務課長	青山公紀君
総務課課長補佐	中村浩二君
総務課課長補佐	田村徹君
企画財政課長	矢野里志君
企画財政課課長補佐	岡崎一男君
税住民課長	馬場浩君
税住民課課長補佐	小川英人君
建設環境課長	谷出智君
建設環境課課長補佐	下岡浩喜君
プロジェクト推進課長	山下仁司君

産 業 観 光 課 長	木 原 浩 一 君
産 業 観 光 課 課 長 補 佐	木 村 幸 治 君
上 下 水 道 課 長	垣 内 清 文 君
上 下 水 道 課 課 長 補 佐	垣 内 紀 男 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	長 谷 川 み ど り 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	村 山 和 弘 君
庶 務 係 長	太 田 智 子 君

開 会 午前10時00分

○委員長（谷口重和） 皆さん、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本委員会は、6月6日の開会日に上程され付託されました議案第18号及び議案第20号から議案第23号までの5議案及び所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付いたしておりますのでご確認をお願いいたします。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。

ここで、理事者からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（山下康之） それでは、皆さん、改めましておはようございます。

本日は、6月定例会の開会中におきます総務建設常任委員会を開催いただきましてまことにありがとうございます。

谷口委員長、また藤本副委員長のもと各委員にはいろいろとお世話になりますけれども、どうぞよろしく願い申し上げます。

また、昨日、一昨日と一般質問ということで大変お疲れのこととは存じますが、よろしく願いしたいというふうに思います。

話は変わりますが、本町の特産でございますお茶につきましては、今年は非常に低温で厳しい状況でございましたけれども、茶農家の皆さん、非常に頑張ってくださいまして、ようやく一番茶が終わったというようなところでございます。

そうした中、6月に入りますと宇治田原町の風物詩でございます蛍が、今年は非常にたくさんの蛍が飛んでいるということで、いろんな方が蛍の幻想的な、こういったようなものをたくさん見に来られているというふうなことでございまして、そういった中でも、これ京都府の自然200選に選ばれているということで、やはりこの自然環境もしっかりと大切に守っていくなかで、次代の方々にこういったこともしっかり引き継いで

いきたいと、このように思っているところでございます。

また、6月に入りますと梅雨というシーズンになるわけでございますけれども、まだ我々のほうでは梅雨入りは来週早々かなというようなこともいわれておりますけれども、これから、今も昼間非常に暑い、また夜になると涼しい、寒い、こういうような気象の中でございますけれども、これから雨季に入りますと、非常に防災面で心配をしていくわけでございますけれども、やはり万全な体制で臨んでいけたらと、そのように思っておるところでございます。

また、こういう時期ですので、体調が非常に思わしくない時期でもございますけれども、委員各位におかれましては、お体には十分ご自愛をいただく中で、ますますご活躍を心からお祈り申し上げたいというふうに思います。

本日は、総務建設常任委員会ということで、先ほど委員長のご挨拶にありましたけれども、付託議案審査をいただくのが5議案ということで、それと合わせまして各課のほうから所管事項の報告をそれぞれさせていただきたい。またその他案件もございまして、非常に盛りだくさんなお願いをしていく案件になっておりますけれども、ひとつよろしくお祈り申し上げ、またご可決を賜りますように心からお祈り申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきたいと思っております。

どうぞお世話になりますけれども、よろしくお祈りいたします。

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について、議案第18号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。馬場税住民課長。

○税住民課長（馬場 浩） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、議案第18号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例につきまして、お配りをさせていただいております資料を用いてご説明をさせていただきたいと思っております。

本条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布されましたことに伴いまして、宇治田原町税条例において所要の改正を行うものでございます。

今回の条例改正は3点でございます。

1つ目は、個人住民税に係る改正でございまして、子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずるものでございます。施行日は令和3年1月1日となっておりますが、申告書等への記載を規定する条文等の改正に係るものにつきましては、令和2年1月1日となっております。

2つ目は、法人町民税に係る改正でございまして、大法人、資本金が1億円以上のものを大法人というふうに呼びますが、ここに対する申告書の電子情報処理組織e-Taxと呼ばれているものでございます。これによりますと、提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により、e-Taxを使用することが困難であると認められる場合の宥恕措置について規定するものでございます。施行日は令和元年10月1日でございますが、平成30年度税制改正で大法人に対する申告書のe-Taxによる提出義務の創設がなされており、このときの適用は令和2年4月1日からとされていますことから、適用は令和2年4月1日からとなるものでございます。

3つ目は、軽自動車税に係る改正でございまして、環境性能割の導入を契機に、自家用自動車に係るグリーン化特例（軽課）でございまして、適用対象を電気自動車等に限定するものでございますが、消費税率引き上げに配慮し、現行制度を2年間延長した上で、令和3年4月1日以後に新車新規登録等を受けた自家用乗用車から適用することとなっております。すなわち令和4年度課税分からとなります。また、消費税率引き上げに配慮し、令和元年10月1日から令和2年9月30日の間、軽自動車税の環境性能割を1%軽課する改正があわせて行われております。施行日は令和元年10月1日でございますが、グリーン化特例（軽課）の適用対象の電気自動車等限定に係るものは令和3年4月1日となっておりますのでございます。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですから、質疑はこれで終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) 異議なしと認めます。

議案第18号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(谷口重和) 挙手全員。よって、議案第18号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号、京都地方税機構規約の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。馬場課長。

○税住民課長(馬場 浩) 議案第23号、京都地方税機構規約の変更について、お配りをしております資料を用いてご説明をさせていただきます。

京都地方税機構の一部を変更することにつきまして、地方自治法第291条の11の規定により、議会にお諮りをさせていただいたものでございます。

今回の規約の変更につきましては3点でございます。

1つ目は平成28年度税制改正に対応するもの、2つ目は平成31年度税制改正に対応するものでございまして、いずれも文言の修正で施行日は令和元年10月1日となっております。

3つ目は京都地方税機構が処理する事務に新たに固定資産税のうち、償却資産に係る事務を追加するものでございまして、具体的には申告書等の受け付け、当該償却資産に係る価格等の算定及び調査並びにこれらに関連する事務を追加するものでございます。また、これらの事務に要する経費に充てる市町村の負担金を新たに規定しております。施行日は総務大臣の許可の日となっております。関係団体すなわち京都府及び京都市を除く府下市町村の議会のご可決をいただきましたら、総務大臣に本年7月許可申請を提出、翌月8月には許可をいただける見込みとなっておりますのでございます。

なお、償却資産に係る事務の共同化につきましては、本年度に共同化システムの開発、データ移行準備、(仮称)償却資産申告センターの設置準備、業務内容や業務マニュアルの整備、執務場所の確保等を行いまして、翌令和2年度には(仮称)償却資産申告センターにおいて、プレ申告書の発送から課税標準額の算出までの事務について、共同処

理を開始する予定としているところでございます。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） ただいまのご説明で、主な改正点は3点だと。そのうちの2つは税制改正に対応するもので、もう一つは固定資産税のうち償却資産に係る事務の共同化をしていくということでした。

この共同化のために（仮称）償却資産申告センターということですが、これを設立すれば当然負担金が新たに発生をするという、今、ご説明がありましたけれども、人件費等々も必要になってくるかと思いますが、今現在の決算でもいいんですが、ランニングコストという面でどうなんでしょうか。

○委員長（谷口重和） 馬場課長。

○税住民課長（馬場 浩） なかなか償却資産の課税に対する本町の経費、どれぐらいかかっているのかということのみを出すのはなかなか難しいところでございますが、ある一定の算出をしますと、おおむね100万程度がかかっているのではないかという試算ができるところでございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） それで、償却資産申告センターができた場合の負担金が今と比べてどうなるのかというのをちょっとお聞きしたいんですけども。

○委員長（谷口重和） 馬場課長。

○税住民課長（馬場 浩） それでは、共同化に対する本町の効果額について、含めてご説明をさせていただければというふうに存じます。

本町含め、構成団体の市町村の償却資産の課税の現状といたしましては、未申告者の把握や申告内容の精査等を十分実施できている団体は少ないと承知しているところでございます。また、各団体とも償却資産担当者として割り当てられている職員数も、償却資産の課税額ベースで考えますと、土地価格の担当者と比較して少なく、課税調査等の取り組みが十分に行われているとは言いがたいという認識を持っているところでございます。課税事務共同化によりまして、専任の職員を機構内に一定確保することによりまして、調査等の取り組みを実施することが可能となり、より公平公正な課税の実施と、その結果として一定の税収を確保することができると考えているところでございます。

本町における具体的な効果額といたしましては、あくまで試算でございますが、令和

元年度、令和2年度の準備段階で合わせて約280万円の初期導入費用が、また、令和2年度以降、毎年約160万円の運用経費が必要となってきます。

一方、課税調査等により、令和3年度は約240万円、令和4年度以降は約300万円を上回る増収が見込めることから、累積差し引きで令和6年に黒字に転じ、約130万円の累積黒字、令和7年度は約270万円の累積黒字、以降黒字が続くものと見込まれているところでございます。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 申告センターを設立することで、ランニングコストとしては増えるけれども、その分、税収が増えるというようなメリットがあるというご答弁だったと思います。

当然、納税は義務ですから納めていただかなあかんというのは、それはもちろん認識していますけれども、でもいつも言うんですけれども、やっぱり地方自治体を取り立て屋になってはあかんのですね。大事なのはやっぱり総合行政やというふうに思っておりまして、共同化することで町の職員さんが、本当に住民の暮らしがなかなかこう見えにくくなっているんじゃないかなというふうに、そこは本当に危惧をしています。

ちょっとこの議案とはずれますけれども、2018年度の差し押さえの中で、給与が2件、年金が8件差し押さえられているという、そういうご報告も聞いているんですけれども。給与とか年金というのはやっぱり生活費であり、生活が脅かされるような差し押さえというのは禁じられていますけれども、その辺、その事情を町としてつかんではるのかどうか、ちょっとその点を確認したいと思います。

○委員長（谷口重和） 馬場課長。

○税住民課長（馬場 浩） 当然、法律のもとに差し押さえ等、また滞納処分等をしているものという認識は持っておるところでございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 情報としては来ているわけですよね、税機構から。ちょっと本当に大丈夫というか、町としてもちょっと確認をぜひしていただけたらなというふうに思います。

それと、やっぱり税機構というのは、どうしても徴収率の向上に目が行きがちですよね、当然やと思うんですけれども。その分、丁寧な対応ができてないんじゃないかなというふうに感じておるんです。

ちょっと事例がございまして、これ担当者が毎年毎年変わるそうです。そのたびに、その生活の事情をもう一から説明をして、暮らしの厳しさを訴えなあかんと言うてはって、そのときにその方が感じはったのは「職員さんがもうやっぱりものすごい上から目線で態度がすごい高圧的やったと。もうちょっと行くのかなわんわ。」というふうにおっしゃって、私、一緒に行ったことがあるんです。個人情報の保護の観点から同席はできなかつたんですけども、議員がついてきたというだけで対応が変わったんですって、職員さんの対応が。高圧的ではなく丁寧になったって言わはるんです。

○委員長（谷口重和） 今西委員、それちょっと外れてるさかい、ちょっと戻って。

○委員（今西久美子） わかりました。接遇面でも私は問題が多いというふうに思っておりますので、その辺も含めて行政としてもしっかりと認識をしておいてください。

以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第23号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございせんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 今回の議案につきましては、地方税機構の共同化の業務を拡充するという事につながるものでありますので反対いたします。

以上です。

○委員長（谷口重和） よろしいですか。ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手多数。よって議案第23号、京都地方税機構規約の変更については、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分にかかります付託議案審査を終了いたします。

日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、総務課所管の洪水浸水想定区域図の公表について、説明を求めます。青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） それでは、洪水浸水想定区域図の公表ということでご説明させていただきます。

後ろにA3の図面が5枚ついておるものでございます。

まず、平成27年に水防法が改正されまして、それにあわせて想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡大するというようなことで、今回、京都府においても改正されたところでございます。

この背景としましては、近年、集中豪雨や台風など、想定を超えるような降雨ということで川の氾濫とか洪水の被害が頻発しているというようなことを受けて、今回、改正を京都府においても見直しをされ改正されて、このことを公表されるということでございます。公表の対象となりましたのが、町内でございますけれども、水防法に基づき、指定及び公表する河川ということで田原川ということでございます。

そのほか、京都府の災害からの安全な京都づくり条例に基づき公表する河川としまして、その対象河川に書いていますけれども、門口川、犬打川、符作川、糠塚川、大導寺川、禪定寺川、石詰川、それと奥山田川と里川ということで、今回公表されております。

公表内容につきましては、想定最大降雨量における洪水浸水想定区域ということで、これが次の図面でございます。その次に浸水継続時間ということで、これにつきましては、水位の周知河川である田原川のみなんですけれども、それは4枚目でございます。4枚目の浸水継続時間というところ、括弧書き書いておると思うんですけれども、これがその想定された図面でございます。それと、家屋の倒壊等氾濫想定区域ということで、これにつきましても、水位の周知河川である田原川のみということで、その後の5枚目の家屋倒壊等氾濫想定区域図（河岸浸食）と書いておりますこの図面が公表されたところでございます。公表日につきましては、令和元年5月30日ということで、京都府のホームページにおいて公表させていただいております。

詳細につきましては土木事務所と、あと府庁の砂防課ということで、こちらのほうで閲覧できるということでございます。本町のほうには、まだ物は届いておりませんので、今、早急にいただけるように強くお願いしておるところでございます。

あと、この浸水想定区域、本町のハザードマップにつきましては、前回、平成27年に作成しておりまして、その当時には3段階に分けて浸水想定区域を検討しておりまして、もともと国におきましては6段階に分けての、もう少し詳細な形で設定されておる

んですけれども、やっぱり前回わかりにくいということで、3段階に分けて本町は今回想定区域をつくらせてもらったんですけれども、今回についても同じように、できたら前回のものを踏襲して3段階で浸水想定区域を設定していきたいと考えておるんですけれども、国の補助金等を受けることもありますので、そのあたりを確認した上で作成に取りかかっていたいと思っておるところでございます。

簡単ですけれども、想定区域図の公表ということで報告をさせていただきます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。ありませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 先ほどもありましたけれども、田原川については既にもう、今までから浸水想定ができていたわけで、今回見直しということで、新たにできてきたわけですが、今までのと比べてどうやったんですか、変更点といいますか。今まではこうやったけれども、今回はこうやったというような主なところがもしわかれば教えていただきたい。

○委員長（谷口重和） 青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） 現在のところ、浸水想定区域図の図面全体がまだちょっと京都府のほうから届いていないという状況もございます。今回の田原川の浸水想定区域の見直しで、想定精度とか雨量とかというところが変更されたということで見直しされています。相違点の洗い出しにつきましては、今後、詳細な図面をもらって、また防災マップを改正する中で確認していきたいと思っておりますけれども、大まかにホームページに載っておりましたこの図面から前回うちが作らせてもらっているところを見ますと、田原川の周辺で、農地が新たに一部浸水想定区域になったところがあります。逆に、犬打川から西につきましては、いわゆる郷之口の本町というんですか、そのあたりのところは浸水想定区域から外れたような状況でした。あと、国道307号以南においても、消防分署とか三宮神社の辺、あのあたりの南側のところが浸水想定区域から外れていたような状況でございました。

○委員長（谷口重和） よろしいか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑を終了いたします。

次に、企画財政課所管の令和元年度公共事業等の執行予定上半期について説明を求めます。矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） それでは、私のほうから令和元年度公共事業等の執行予定上半期についてご報告をさせていただきます。

A 4の横表の1枚ものをごらんいただきたいというふうに思います。

公共事業の執行予定の令和元年度の上半期分につきまして、ご報告をさせていただきます。

本町で予算計上をしております各事業の中、公共事業といわれます建設工事請負費、また100万円以上の備品購入費、そういったものを普通建設事業といたしまして、これら事業につきまして、経済対策の意味も含めまして、できるだけ早期の発注に努めるという国の方向性等により、1年間の見込みを立てて早期の契約執行につなげていくよう考え、予定しているものを一覧として整理をさせていただいたものでございます。

まず、項目といたしまして左側縦に1、普通会計いわゆる一般会計でございます。その中には普通建設事業、令和元年度予算の現年分、また2番目といたしまして普通建設事業の繰り越し分、平成30年度からの繰り越し分、3番目といたしまして災害復旧事業費の繰り越し分ということで、1の普通会計の中には含まれております。

2番目の普通会計以外の会計といたしまして、水道事業会計、下水道会計があります。3番目が合計という形になります。

その右の欄、予算計上額等ということで、6月補正までの累計をA欄ということで記載をさせていただいております。普通会計につきましては29億3,546万円、普通会計以外の会計につきましては5億5,778万2,000円、合計といたしまして34億9,324万2,000円を予算計上額として上げております。

その右の欄ですが、契約の予定額ということで、4月から6月までの予定額の累計がB欄、7月から9月までの予定額の累計がC欄ということで、その横D欄のところは上半期4月から9月までの累計がD欄でございます。1番の普通会計でいきますと26億5,084万7,000円、2番の普通会計以外の会計でいきますと4億8,633万2,000円、合計といたしまして31億3,717万9,000円を契約の予定としておるところでございます。

次に、一番右側の比率のところでございますが、この契約の予定額を予算計上額で割りました契約予定率のところでございます。普通会計でいきますと90.3%ということで、その下に括弧書きで書かせていただいておりますのが、昨年度の執行予定率ということで、昨年度の61.7より28.6%増加をしているところでございます。

続きまして、2番の普通会計以外の会計につきましては87.2%ということで、昨

年度の62%より25.2%のアップということであげさせていただいております。

最後、合計ですが、89.8%ということで、昨年度の61.8%に比べまして28%の増ということになっております。昨年度より契約率がいいということで、主な事業につきましてですけれども、まず普通会計の1番の現年のところでいいますと、庁舎の建設事業とか、宇治田原山手線緑苑坂以北の部分とか、都市公園の分、このあたりの事業の契約のほうを9月までに概ね終えるところから、この部分につきましては率が高くなっているところでございます。

繰り越し事業につきましては、庁舎の建設事業、また都市公園、新市街地の連絡道路等が率が上がっているような主な事業でございます。

2番の普通会計以外の会計のところでございますが、こちらにつきましては、公共下水道の管渠の整備事業ですとか、水道事業であります水道遠方監視装置の改良事業、こういうものが上半期9月までに契約の予定をしておるところから、率としては上がっているような状況でございます。全体を通じまして、かなり昨年度より契約率としては向上しているような状況でございます。

引き続き、早期の着工ですとか契約ができますように、今後も努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、報告のほうを終わります。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、公共事業等の執行予定上半期分の報告をいただいたんですけれども、できるだけ早い執行、契約等に努めたいという結びやっと思ったんですけれども、これ確かに契約は昨年の上半期よりも全体でかなり伸びています。ところが支払いベースで見たらどういうことになります。

○委員長（谷口重和） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 支払いベースでいきますと、今年でいきますと9億7,232万7,000円という額になっております。支出予定額につきましてはプラス1.4%という状況でございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 確かに契約は前倒しでやっていただくのはいいんですけれども、結果として経済対策云々考えたときに、やっぱり事業の執行、すなわち支払いベースも大事になるんちがうかなと思うんですよ。これ全体見ても、昨年よりも1%余りしか伸び

てない。物によっては、普通建設事業の現年なんかは昨年ベースから比べれば、大分支払いベースが少なくなっている。繰り越し関係は昨年より増えている。これは当たり前やと思うんですけども、やっぱりその契約を前倒しですることとあわせて、事業の執行、これを適正に進めていただいて支払いを早くするということが大事な違うかなと思うんですが、その辺はいかがですか。

○委員長（谷口重和） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 特に大型公共事業といったものがこの中にはあると思いますが、これにつきましては工期の問題等もありますので、そのあたりにつきましては、工期を十分考えながら、できるだけ早く支払いができるものにつきましては早く支払えるように考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今後この公共事業等の執行予定を報告いただくときは、契約の状況もさることながら、やはり支払いベース、執行状況、そのあたりも含めた報告にさせていただくようお願いをしておいて終わります。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、税住民課所管の令和元年度町民税個人の賦課状況について説明を求めます。馬場課長。

○税住民課長（馬場 浩） それでは、令和元年度町民税個人の賦課状況についてご説明をさせていただきます。

1、町民税特別徴収分調定額の比較、上の表でございますが、こちらをごらんいただけますでしょうか。

町民税特別徴収分は、5月14日に発送をさせていただいておりますが、当初賦課時点で特別徴収義務者が60件4.2%、納税義務者数332人、12.3%、調定額945万8,700円、2.9%といずれも昨年より増加しておりますが、これは一昨年に京都府内市町村が共同して行いました特別徴収事業所一斉指定の取り組みによる影響であると考えているところでございます。

続きまして、下の表でございます。

2、町民税全体調定額の比較でございます。こちらは先ほどの特別徴収分と普通徴収分の合計を計上させていただいております。町民税普通徴収分は6月10日に発送させ

ていただいております。均等割は15万4,000円、0.9%、所得割は1,133万5,400円、2.7%、いずれも昨年より増加しております。要因といたしましては、農業所得や分離譲渡株式所得が減少しているものの、給与所得や営業所得、分離譲渡長期所得が増加していることなどが挙げられるところでございます。

表の右側でございますが、当初予算額に対する収納見込みでございますが、徴収率過去3カ年平均を用いて試算をいたしますと、均等割は1.1%、所得割は1.3%と、いずれも当初予算額を上回ることでございます。

なお、過年度新規分及び退職所得分につきましては、今後の課税調査及び異動により順次調定が増える性格の賦課区分でございますことから、現時点での予算対比では大きな乖離となっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 資料の一番下に分析ということで書いていただいております。ちょっと私気になったのが、農業所得が減少しているというような文言がございますが、これについて、その内容を分析はされましたでしょうか。

○委員長（谷口重和） 馬場課長。

○税住民課長（馬場 浩） 農業所得でございますが、こちらにつきましては、所得額ベースで約7,200万円の所得減となっております。これにつきましては、産業観光課との情報共有をいたしておる中では、昨年、本町の農業所得と申しますと、皆さんご存知のようにお茶が主でございますが、この茶価が昨年はかなり低かったということ。それとご存知のとおり、昨年、台風による夏秋キュウリの被害、こちらのほうも被害総額で約1,000万というような発表もございましたけれども、その2点が大きな要因ではないかというふうに分分析を行っておるところでございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 文言的にちょっと気になったんですけれども、きちんと分析もしていただいて、産業観光課、担当課とも情報共有をいただいているということにつきましてはありがたいと思います。

今後ですけれども、ちょっと課が違うのであれですけれども、そういう情報共有をせっかくしていただいているので、今後の施策にぜひともそれぞれの課なりで生かしていただきたいなということをお願いをしておきたいと思っております。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これで質疑を終了いたします。

次に、平成30年度町税徴収実績についての説明を求めます。

○委員長（谷口重和） 馬場課長。

○税住民課長（馬場 浩） それでは、平成30年度町税徴収実績についてご説明をさせていただきます。

数値は令和元年5月末現在のものでございます。

横長の資料でございますけれども、資料1ページ、一番下の段でございます。町民税でございますが、現年分で前年同期比0.3%減の99.16%、繰り越し分で前年度同期比3.8%減の38.72%となっております。

1枚おめくりをいただきまして、資料2ページの同じく一番下の段でございます。固定資産税でございますが、現年分で前年同期比同率の99.31%、繰り越し分で前年同期比1.8%増の30.91%となっております。

資料3ページ、同じく一番下の段でございます。

軽自動車税でございますが、現年分で前年同期比0.6%減の97.84%、繰り越し分で前年同期比1.6%増の34.66%となっております。

1枚おめくりをいただきまして、4ページでございます。

同じく一番下の段、町たばこ税でございますが、徴収率は100%でございます。

続きまして、5ページ、一番下の段、こちらのほうに町税全体を合計させていただいております。

現年度分で前年同期比0.1%減の99.24%、繰り越し分で前年同期比0.6%減の33.74%、現年滞繰分の計で前年同期比0.1%増の98.87%となっております。

これらの数値は決算数値でございまして、今後若干変わる可能性もございますのでご理解賜りますようお願いいたします。

いずれにいたしましても、京都地方税機構と情報共有をする中で、町税徴収率の向上に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ないようですので、これにて終了いたします。

続いて、町税納付方法別件数内訳について説明を求めます。馬場課長。

○税住民課長(馬場 浩) それでは、平成30年度町税現年度分納付方法別件数内訳表についてご説明をさせていただきます。

横長の資料でございますが、表の一番下の段をごらんください。

納付件数合計は2万5,387件、そのうち納付書によります納付は1万3,339件、52.54%となっております。そのうち金融機関等での窓口納付は7,876件で、納付件数合計に対する割合は31.02%、納付書によります納付に対する割合は59.04%となっております。コンビニエンスストアでの納付は5,463件で、納付件数合計に対する割合は21.52%、納付書によります納付に対する割合は40.96%となっております。口座振替は1万1,511件で、納付件数合計に対する割合は45.34%、地方税機構分は537件で、納付件数合計に対する割合は2.12%となっております。以上でございます。

○委員長(谷口重和) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方、挙手願います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程の掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び所管事項の報告を終了いたしますが、そのほか委員から何かございましたら挙手願います。ありませんか。当局何かございませんか。

(「ございません」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ないようですので、これでただいま出席の所管に係ります事項を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。整い次第再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

休 憩 午前10時47分

再 開 午前10時50分

○委員長(谷口重和) それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

建設事業部所管に係る事項について進めてまいります。

日程第3、付託議案審査について、議案第20号、宇治田原町土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○委員長（谷口重和） 谷出建設環境課長。

○建設環境課長（谷出 智） 失礼いたします。

それでは、議案第20号、宇治田原町土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、ご説明申し上げます。

資料の概要のほうをごらんいただけますでしょうか。

本条例の改正の趣旨といたしましては、町内の無秩序な土採取事業をなくし、生活環境の破壊及び災害の防止を図るために、罰則規定の見直しの改正を行うものでございます。

改正内容につきましては3点ございます。

まず1点目が、本条例の許可を受けず事業を施工した者について、あるいは停止命令等に違反した者について、現在1年以下の懲役または50万円以下の罰金となっておりますのを、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に改めるというものでございます。

もう一点目が、こちら本条例の変更許可を受けないで事業を施工した者、あるいは緊急措置命令に違反した者等について、現在6月以下の懲役または30万円以下の罰金となっておりますのを、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に改めるというものでございます。

3点目が、こちらにつきましては氏名等の変更の届け出をしなかった者、あるいは地位の継承等の届け出をしなかった者につきまして、現在20万円以下の罰金となっておりますのを30万円以下の罰金に改めるというものでございます。施行期日は公布の日となっております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 今回、罰則規定を強化するという議案でございますが、今まで懲役だとか罰金だとか、そういうことに処された事例というのが町内にあったんでしょうか。

○委員長（谷口重和） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 平成24年度に盛土条例のほうで罰金という事案がございました。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 平成24年度にあったと。罰則の強化については反対するものではありませんけれども、私、これ罰則強化だけしても、もし対応が遅ければ、本当に後の祭りなわけで、そこを本当に、例えば住民さんとか地域の方から通報があったときには、本当に機敏に対応もしていただきたいと思いますし、町内のパトロール等々も不定期のパトロールなども強化をして、やはり違法行為をもう未然に防ぐと。宇治田原ではもう違法行為は絶対許さないよと、そういう毅然とした対応があわせて必要かなとも思うのですがいかがでしょうか。

○委員長（谷口重和） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 議員ご指摘のとおり、そういう事案が発生した場合には、迅速にかつ速やかに対応のほうをしていきたいと存じます。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） 私もちよっと今西委員と関連するんですけども、今回、罰則規定が厳しくなったと。このことによって、ある程度の抑止力につながるというふうには思うんですけども、このことによって、どの程度の抑止力になるというふうに町は考えてはります。

○委員長（谷口重和） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 数字であらわれない部分での抑止力というところは確実に発揮されているかと思います。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 確かに数字ではあわせないというのはよく理解できます。

逆に、次に私が言いたかったのは、これも今西委員と一緒になんですけれども、やはりそれだけの厳しい罰則を課すということは、町のほうの指導も当然しっかりときっちりやってもらわないかんというふうに思うんです。以前、盛土条例で開発の協議のときに、地元の意見書が必須やったのを、意見書では弱いから地元の同意書を取るということに条例改正されましたね。ところが結果的に、奥山田のゴルフ場の入り口のところで、地元の同意も得ずに事前着工して、それなし崩し的にやっていったという、以前の苦い経過もあるので、これやっぱりこういうふうに抑止力高めるような厳しい罰則規定を設けるといことは、町のほうもそれなりのきちっとした指導をするという裏づけのもとで

やってもらわないと、何ぼいい条例をつくったって、結果的にはほとんど変わらないと。

先ほど、何か平成24年に罰金という法的な措置もされたようですけれども、奥山田のケースでいえば、法的なことを考えます考えますと言うて、結局何もせえへんかった。という苦いことがあるので、そこらのきちっとやっていくという、その辺のことを改めて、この場で決意表明してもらいたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問、ご指摘等でございますけれども、もちろんこういった条例を改正する中で、罰則規定をより強くしていくということは、すなわち抑止力を高めると合わせまして、町といたしましても、常にそういった状況を情報収集する中で、今後も引き続き厳しいチェックをしていく中で、こういったことがないようにしっかりと職員一丸になって努めてまいりたい。また、情報提供についても、地元のほうからしっかりといただける、そんな状況のつながりもつくる中で、今後も引き続き厳しい指導をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今回の土砂の採取の規制に関する条例と盛土条例とか、いろんな条例なりを駆使して、宇治田原ではもうええかげんなことでけへんねやということにしてもらえへんと、またぞろ同じような結果になると思うので、その辺はしっかりとやっていただきたいということだけ、厳しくお願いをしておきます。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑をこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第20号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（谷口重和） 挙手全員。よって議案第20号、宇治田原町土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第21号、宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） それでは、議案第21号、宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、ご説明申し上げます。

こちら概要のほうをごらんください。

こちらの改正の趣旨につきましても、町内の無秩序な土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為をなくし、生活環境の破壊及び災害の防止を図るため、罰則規定の見直しの改正を図るものでございます。

こちら改正内容3点ございます。

本条例の許可を受けずに事業を施工した者について、また停止命令等に違反した者について、現在1年以下の懲役または50万円以下の罰金となっておりますのを、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に改める。もう1点が、本条例の変更許可を受けず事業を施工した者あるいは緊急措置命令等に違反した者につきまして、現在6月以下の懲役または30万円以下の罰金となっておりますのを、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に改めるものでございます。

最後、本条例の許可を受けず、氏名等の変更届をしなかった者あるいは地位の継承の届け出をしなかった者につきまして、現在20万円以下の罰金となっておりますのを30万円以下の罰金に改めるものでございます。

施行期日は公布の日となっております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方、挙手願います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) 異議なしと認めます。

議案第21号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(谷口重和) 挙手全員。よって議案第21号、宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、土地の取得についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。山下課長。

○プロジェクト推進課長(山下仁司) それでは、議案第22号、土地の取得につきまして、ご説明申し上げます。

議案とともに、関係資料といたしまして、A4、1枚ものの位置図をあわせて配付させていただきますので同時にごらんいただければというふうに存じます。

本件に関しましては、提案説明でもございましたように、新市街地都市公園用地として土地取得をしたいということで、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

土地の所在につきましては、宇治田原町大字立川小字坂口18番4外7筆でございます。地目といたしましては、全て山林でございます。取得いたします面積は1万5,073.95㎡を予定するところでございます。取得の方法といたしましては、地権者の方々とそれぞれ交渉し随意契約といたしまして、取得金額が2億4,808万6,000円を予定するところでございます。契約の相手方は、代表的な方が有限会社宇治田原優駿ステーブルでございます、それ以外に1名の方が地権者としておられるところでございます。

資料の位置図の中で、赤色の表示をしてございます斜線部分が今般用地を取得したい

というふうを考えている予定地になってございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方、挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第22号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手多数。よって議案第22号、土地の取得については、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

先の審査とあわせまして、以上で、今回、総務建設常任委員会へ付託されました5議案の審査を終了いたしました。この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

以上で、本委員会に係ります付託議案審査を終了いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また文教厚生常任委員会に付託されている議案につきましても、6月20日の本会議において討論される方は、討論通告書を6月18日火曜日午後5時までに議長宛てに提出をしてください。

日程第4、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、建設環境課所管の公共交通利用促進について説明を求めます。下岡補佐。

○建設環境課課長補佐（下岡浩喜） 公共交通の促進についてご説明申し上げます。

まず、1つ目としまして、緑苑坂地域に対します公共交通の利用促進につきましては、緑苑坂地域にお住まいの方に路線バスと町営バスをより多くご利用いただくために、緑苑坂発着の路線バスの運賃の一部を補助します。京都京阪バスが運行する路線バスの利用時に、宇治田原町路線バス補助券を使用すると、大人が110円引き、子どもが60円引きで利用することができます。

概要につきましては、12月の常任委員会にご報告させていただいた内容と変更は特にございませぬ。

利用時間ですけれども、町営バスの運行時間帯ということで、平日の午前8時30分から午後6時30分に限って利用ができることとなっております。

補助券の交付対象は、緑苑坂に住所を有する方としております。この補助券は、緑苑坂と緑苑坂東自治会館前のバス停で乗り降りしたときに限り、利用することができます。広くご利用いただくために、緑苑坂の全戸に大人券と子ども券、おのおの1部4枚づつりを配布することとしております。

追加で補助券の交付を希望される方には、交付申請によりお一人様につき1回のみ、おのおの3冊の限度に補助券を交付いたします。補助券の有効期間は令和元年7月1日から令和2年3月31日までとしております。

続きまして、町営バス停のサインの設置につきまして。

これは3月の常任委員会でもご報告申し上げた内容と重なりますが、町営バスの利用促進の一環としまして、新しいバス停サインを設置いたします。お茶やハートなどの町のアイデンティティーをモチーフに、アイコンとなるバス停のサインを作成しました。作成に当たりまして、維孝館中学校の美術部の生徒にデザインに関するご意見をお伺いしておりますので、6月19日に美術部の生徒の代表を招きましてお披露目をする予定としております。バス停サインの設置場所は、維中前、総合文化センター、役場の3カ所となっております。

続いて、その他の利用促進事業につきましてですけれども、梅雨の季節、少しでも明るい気持ちで楽しく町営バスに乗車していただくために、梅雨をテーマに飾りつけた雨の日号を運行しております。地域子育て支援センターを利用する5組の親子、大人5人、子ども6人に、バスの車内を飾りつけていただきまして、家族みんなでバスに親しむきっかけとしていただきました。以上です。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） まず、公共交通利用促進ですが、この路線バス補助券を緑苑坂全戸に配布をするという、今お話やったんですけれども、子ども券と大人券、その家族構成等々、もう全く関係なく、子どもがいてもいなくても子ども券も配布をすると、そういうことでしょうか。

○委員長（谷口重和） 下岡補佐。

○建設環境課課長補佐（下岡浩喜） 路線バスの啓発が目的ですので、先ほどおっしゃったように、大人券と子ども券それぞれ1枚ずつを、使用の説明を書いたチラシに貼付しまして、全戸400戸に配布する予定をしております。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） PRやと、宣伝やということかと思うんですが、これによって、どうでしょうね、どのぐらい利用が増えてほしいと思っはるのか。目標等をもし持つてはれば、ちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

○委員長（谷口重和） 下岡補佐。

○建設環境課課長補佐（下岡浩喜） 具体的な数値目標は持っておりませんが、今回は実験的な要素もある事業となっております。今年度の利用状況等を見まして、来年度以降の事業展開についても検討してまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） わかりました。そうですね、増えればいいかと思いますが。

もう1つ、バス停サインの設置ですが、とりあえず3カ所設置をするということです。非常にわかりやすいですね、バスの時刻表があれば。この時間にここに来れば、どちら行きに乗れるんだというのが一目でわかるので、非常に利用促進にもつながるんじゃないかなと、初めての人でもわかりやすいかなとも思うんですが、これやっぱり、私は増やしていくべきやと思うんですね。どこでも置けるわけじゃないというのもわかります。地権者の問題もあると思うので。ただ、やっぱり担当課として、バス停をちょっと回ってもらって、置けそうなところをやっぱり増やしていく方向で考えていただけないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（谷口重和） 下岡補佐。

○建設環境課課長補佐（下岡浩喜） 今回設置しました分は、昨年度の地域公共交通会議で提案のあった3カ所について設置したこととなっておりますが、委員のご指摘のとおり、とても便利なものですので、確かにサインの設置スペースの確保には苦勞することとなりますけれども、今後、他のバス停の設置の可能性についても調べていこうと考え

ております。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） 今回のこの利用券ですね、これは曜日とか時間帯の規制というのがあるんですね。

○委員長（谷口重和） 下岡補佐。

○建設環境課課長補佐（下岡浩喜） 利用できる時間帯というのは、町営バスの運行に代わるものとしてのサービスをしておりますので、基本的には町営バスの運行時間、先ほど言いましたように、午前8時30分から午後6時30分までの時間帯に利用していただくこととなります。

○委員長（谷口重和） 黒川部長。

○まちづくり整備推進担当部長（黒川 剛） ただいま下岡補佐が説明をさせていただきました時間帯に加えまして、本日の資料の1枚目にもございますように、土曜日、日曜日、祝日またお盆休みと、町営バスが運行している時間とあわせた時間帯での利用という形で時間の限定等をさせていただいておるところでございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今回、これの制度を創設された趣旨は、町営バスの代わりということなんですかね。そのあたりはどうなんですか。

○委員長（谷口重和） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 今回の事業の一番の趣旨といたしましては、路線バスを今後とも継続していくというところを考えるときに、やはり利用者の方、乗っていただかないと、今後その継続も難しくなってくるというところが一番でございますので、まずは路線バスに乗っていただくというところを趣旨としております。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 確かにそうですね。公共交通、すなわち路線バスの利用促進が、これ目的やと思うんですけれども、この間、バスの客が少なくなる、また、そのバスのダイヤが減らされる、この繰り返しで結局悪循環で、何かその利用もままならん状況になってきたと。だから、今回こういう形で路線バスの利用促進のために、こういう補助制度を創設されたということはいいことやと思うんですが、ただ、先ほど言われた町営バスに合わす必要ってどこにあるんですか、それなら。

○委員長（谷口重和） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 緑苑坂につきましては、町営バスが走っていないという

ころがございますので、路線バスに対しての補助については、ほかの各地域にも同じことが言えるわけではございますが、緑苑坂に関しては町営バスが走っていないというところを捉まえまして、今回は町営バスの時間帯を合わせて路線バスの補助をさせていただくという考え方に基づいて制度設計しました。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 何か話聞いていると余計わからないんですが、町営バスというのはそもそも路線バスがないところに走らせているんじゃないんですか、どうなんです。

○委員長（谷口重和） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） そのとおりです。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） ならば、路線バスを利用促進しましょうと言いながら、町営バスの代替的な発想でこの制度をつくられたというのは、何かそこに無理があるような気がするんですよ。

だから、やっぱりその日曜、祝日は対象じゃないとか、夜間の時間は対象じゃないという、その発想自体がまずおかしいと思いますし。次に、町営バスが走っていようが走ってまいが、やっぱり路線バスをどう確保していくんやということを考えたときに、やっぱりほかの地域もこういうような制度をする、しない、そのあたりの議論はあったんですか。

○委員長（谷口重和） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 今回の事業につきましては、他の地域でのそういう制度というところは議論はしておりません。あくまで緑苑坂でのバス利用促進というところを狙ったものでございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） やっぱりほかの地域を回る、例えば田辺方面に行くバスなんかも、やっぱり昼間の便数が1時間に1本とかそんなになっている中で、この利用促進をもっとトータル的に、ここだけ違って考えるべきやと思うんです。ここはどうも、何か町営バスが走ってへんから、代わりに補助しますと言わんばかりの説明をされると、何か趣旨がちょっと違うんちゃうかと。町の、要は路線バス、この確保、また利用促進、それはそしたらどのように考えておられるんですか、全体としての話。

路線バスの便数確保、また増便、この間いろいろと議会等でも、もっと便数増やせへんかという議論がよく出ていますやんか。だから、町として路線バスの確保をどんなよ

うに考えているんですかと。

○委員長（谷口重和） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 路線バスの確保につきましては、いろいろな時期を捉まえて、バス事業者のほうに要望活動をやっているところがございます。ただ、昨今はバスの運転手の不足というところで、単に利用があってもバスの運転手がないというようなところで、全国的な問題となっておりますことから、なかなかバス事業者さんも危惧されているというようなところがございますが、引き続き要望をしていくというところがございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 確かにバスの運転手確保は至難の業だという話もよく聞きますけれどもね。ただ、やっぱり利用促進を図り、また路線バスを確保していこうとするならば、それは事業者の都合であって、こちらはやっぱり一人でもたくさん乗ってもらうための努力をするべきだと思うんです。その一環でこれやられていると思うんですがね。バスの運転手が確保できへんから便数減りますと言われたら、これやったかって、結局、バスの便数が減るん違うのか。これの趣旨は一体何なんだと、先ほどから繰り返しますけれども、町営バスの代わりにするんだということなのか、路線バスの利用促進なのか。はたまた、その合わせた分なのか、何かもう一つよくわからへんのですよ、さっきみたいな話聞いていると。

○委員長（谷口重和） 黒川部長。

○まちづくり整備推進担当部長（黒川 剛） 公共交通の利用促進につきましては、ただいまの緑苑坂地区へのバスの補助とあわせまして、ほかにも、といいますと、お茶バス運行ですね、今般、バス会社のほうにおきまして奥山田へのバスの延伸等もございます。そういった事業につきましても、町のほうから支援をさせていただくということですね。緑苑坂が今回補助させていただきますのは、やはり緑苑坂地区の便数自体が少ない状況でございます。緑苑坂からの利用客を増加させることが、まずは緑苑坂地区への乗り入れのバスが確保できるんじゃないかなという視点からも考えているところがございます。

ただ、他の地域、岩山地区ですとか郷之口地区、また銘城台地区、いろんな路線バスがございますけれども、そこの方には町営バス等、支援させていただいているところもございますので、まずは緑苑坂地区につきまして、町営バスの不足しているところもでございます。そういった側面も踏まえて緑苑坂地区につきまして、今般試行していきたいと。

この経過踏まえまして、さらなる支援策といいますか、バス路線の継続また拡充に向けて、公共交通の会議に向けましても結果を報告する中で、どのような手だてが有効かといったことは、事業者も含めまして検討させていただいて、次の施策につなげていきたいということで、今般、まずは緑苑坂で試行的に実施するという形での事業であるというふうにご理解賜ればというふうにご考えてございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、部長がまとめてくれたので、それは私の言いたかったのはそういうことなんですので、やっぱりここだけ違って、町全体の公共交通、路線バスの確保、それをどうするんだということで、もっともっとしっかり検討してもらって、もうこれ以上、バスの便数が減ることのないように、いろんな手だてをしていっていただきたい。そのための最初の一步なのかどうか知りませんが、今回こういう形で制度をつくられたということは理解をします。

○委員長（谷口重和） 他にありませんか。ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続きまして、ごみ排出量の平成30年度実績について説明を求めます。谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） それでは、ごみ排出量平成30年度実績についてご説明させていただきます。

資料のほうをごらんいただけますでしょうか。

左下の表になってございますが、平成29年度のごみの総量が2,067トン、1人1日当たりが604グラムに対して、平成30年度実績では総量が2,207トンと増加しており、1人当たりも651グラムと増加しております。原因といたしましては、可燃ごみも前年度と比較して、少し増加してはおりますが、不燃ごみと埋め立て分が増加しているというところはあると思います。特に4月と10月に自己搬入で搬入されたというところがございます。

いずれにいたしましても、今後ともごみの減量に向けて、一層の啓発を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 今回、可燃ごみと不燃ごみの資料をいただきましたけれども、今、非常にテレビ等でも報道されておりますように問題になっておりますのは、プラスチックとかペットボトル等々、資源ごみにつきましても、ぜひとも資料をいただけたらなと

思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（谷口重和） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） また、そちらにつきましては資料を調整後、委員会にお配りするという事でよろしいでしょうか。

○委員長（谷口重和） それでよろしいですか。

それをお願いをしておきます。今西委員。

○委員（今西久美子） それと、平成24年度からずっと推移を書いています。増えたり減ったりというのはありますが、全体としては少しずつ減ってきているのかなという感じを受けましたが、30年度、さっきも説明がありました自己搬入が非常に多かったということもあって、一気に増えてしまった。令和5年になるんですか、目標値が、これ、今年の3月に引き下げられたというふうにお聞きしていますけれども、引き下げることについてはそれはそれでいいと思うんですけれども、かなりの乖離がございます。これだけこう目標値に近づけようとすれば、ちょっと何らかの新しい取り組みをしないと、住民さんをお願いするだけでは、私は目標の達成はもう不可能だというふうに思っているんですが、その辺どのようにお考えでしょうか。

○委員長（谷口重和） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） ご指摘のとおり、目標値との乖離が大きくなってございます。今後とも住民さんに向けてのごみの減量を訴えることはもちろんのこと、環境審議会等でもこうしたことについてご議論いただき、そうした中で出てくる新たな取り組みというところで、この目標のほうに進めていきたいというところを考えております。以上です。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 私、ぜひ新たな取り組みを考えていただきたいというふうに思っているんです。個人的に思っているのは生ごみの堆肥づくり、ほかでもやっておられるところがあるかと思えますけれども、今、コンポストとか、ごみ処理機への補助もしていただいています、それは個人個人がやられるところで、例えばコンポストなんかは設置ができるご家庭とできないご家庭もあるので、ごみ処理機は電気代もかかるので、そういう意味では、共同で遊休農地なんかを使って生ごみの堆肥化をすると、そういったような新たな何か取り組みが有効じゃないかなと。これ、私の提案でございますので、聞いておいていただいたらいいと思うんですが、今後もよろしくお願ひしたいと思いません。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑を終了いたします。

続いて、環のくらし地域活動促進事業補助について説明を求めます。谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） それでは、環のくらし地域活動促進事業補助についてご説明させていただきます。

資料のほうをごらんいただきますでしょうか。

本事業は循環型社会の実現、ごみの減量化、再資源化など、資源の有効活用を目的といたしまして、自治会さんなどが改修していただきました古紙などを1キログラムあたり5円の補助金を交付し、その補助金によりまして、地域での環境活動を実施いただくものでございます。

ごらんのとおり、近年の傾向といたしましては、新聞雑誌の購読部数の減少等もあってか、ダンボール以外の回収量は減少傾向にございます。それに伴いまして、補助金の交付する金額も減少しておりますが、今後とも引き続き地域でのリサイクル活動について促進していくというところでございます。

参考までに裏面には、各地域ごとの回収量の推移を掲載しております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

これより質疑のある方、挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑を終了いたします。

次に、プロジェクト推進課所管の新庁舎建設を記念した「芳名プレート」希望者募集について説明を求めます。山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） それでは、プロジェクト推進課所管事項報告をさせていただきます。

新庁舎建設を記念した「芳名プレート」希望者募集についてでございます。

A4、1枚ものの資料を配付させていただいてございますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

本条例は、ご承知のとおり半世紀に一度という一大イベントの新庁舎建設事業を記念いたしまして、新庁舎にお名前を刻んでいただこうと、芳名プレートの希望者を募集し

ようとするものでございます。募集期間といたしましては、令和元年7月1日から令和2年3月31日までを予定するところでございます。金額的には個人の方で3万円以上、法人・団体で10万円以上とさせていただきたいと考えてございます。申し込みいただいた金額につきましては、指定寄附として取り扱いをさせていただきまして、個人の方ですと寄附金控除の対象となるということになります。

また、お申し込みいただきました方々につきましては、芳名プレートとは別に、新庁舎の開庁の式典などにご招待をさせていただきたいというふうなところで、現在考えているところでございます。報告は以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

これより質疑のある方、挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口 整） 非常にいい発想で、芳名プレートですか、考えられたなと思うんです。よく寺社とかに行きますと、その文化財等の修復のために瓦に名前を入れて何十、百年とか先まで名前が残りますよということで寄進の受け付けをされている、まさにそういうことと同じようなことで、いいところに気がつかれたなと思うんです。

これ、もう7月から受け付けを始められるわけですね。この寄附金の目標額というところを幾らぐらいを想定されています。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問でございますけれども、非常に寄附金の目標というのはなかなか難しいところがあって、今も言っておられましたように一大イベントとして、志のある中で募集をかけていきたいというふうに思っておりますけれども。

はっきりと明言はなかなか難しいところがありますけれども、3,000万円ぐらいは何とかお願いでけへんかなとは思っております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、3,000万という数字をお示しいただいたんですが、この間、庁舎も含めて、非常に財政的にしんどい状況になってくると。かなりの金額、これから何年か出ていきますので。財政調整基金もいずれ枯渇するというようなことがこの間議論されているので、その辺の庁舎の建設資金の一部に寄附金を充てたいという思いで、今3,000万という数字をお示しいただいたんですけれども、3,000万と言わずに、もっとできるだけたくさんの寄附、ご寄進をいただくようにPRをしていただいて、それでまた、それに応えていただいた方にはきちっとこういう形でプレート等でその名

前を後世まで残していただくというふうに持って行っていただきたいと思うんです。今、3,000万の目標額を設定されているんですが、これ、予算はどうなっているんですか。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問でございますけれども、目標額というてきちっと定めたものはないんですけれども、そういう方向で今取り組んでいく中で、まだ今、この所管の常任委員会で初めてお話させていただきましたので、当初予算では入として計上はしていないというふうなところでございます。以上です。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、当初予算の話をしているので、補正予算にも上がっていませんでしたねということをおっしゃっているんです。

収入は、これ予算が上がってへんかったって別に受けられるんですが、やはりその目標を持って、これぐらい寄附集めたいんやということならば、やはり補正予算のその金額を上げておくべきやったん違うかなというふうなふうに思うんです。やっぱり皆さん申し込んでくれはるのを待ってるだけ違って、それなりの企業さんとかいろんなところに働きかけをしていくということも必要かなと思うんです。

この間、たしか私の記憶では2人の方が既に庁舎に関連して、1人は100万の高額な方もおられましたし、寄附をしていただいている奇抜な方もおられますので、やっぱりこのところはこういうようなことを行いますということで、積極的にいろんなところへ働きかけていくということも必要かなと。そのためには、やはり予算で収入、給付金の分も上げておくべきやと思うんですけれども、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問でございますけれども、そういう目標額を持てば、もちろんその補正予算というふうなところもあるんですけれども。

この一大イベントとして、本町としても、こうしてそういった志の方をお待ちするというんじゃないしに、いろんな方々、町長を先頭にトップセールスもしながら、そうした中にご協力も踏まえまして、周知していきたいなというふうに思っております。

それとあわせまして、今回の補正予算にも歳入としては上げてないということでございますけれども、その辺も含めまして、次の段階のときにはそういった状況が見えてまいりましたら上げていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 寄附というのは、当然、町側からすれば受け身の相手さんの施しを受けるといふことなんですけれども、今回、一步進めて芳名プレートという制度をつかれるので、こちらからの働きかけというのを言いたかっただけなんです。今回、こういう形の寄附、先ほど言いましたように、いいことを考えていただいたので、せっかく考えていただいたのをできるだけ寄附していただきたいと思うんです。また寄附しやすいような環境も含めて、町のほうで努力していただきたいということを申し上げておきます。

○委員長（谷口重和） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑を終了いたします。

次に、上下水道課所管の下水道普及状況について説明を求めます。垣内上下水道課長。

○上下水道課長（垣内清文） それでは、下水道課のほうから、平成30年度末におけます下水道の普及状況についてご報告をいたします。

配付いたしました資料をごらんください。

資料2枚目、供用開始区域図、横長A4のこの黄色で全体、地図のほうがある分でございます。この黄色の着色につきましてが29年度末におけます供用開始済みの区域でございます。この赤色で着色しておりますのが30年度末の新たに供用開始した区域でございます。こちらのほうは岩山の隠谷地域でありまして、面整備工事を実施し、皆様の協力のもとに無事工事を終えたところを、この3月の末に供用開始したところがございます。

1枚目のほうに戻っていただきます。

ただいま申し上げました30年度末の供用開始の普及状況でございます。一番上の①の表1でございます。公共下水道事業の状況でございますが、3行目、太枠のところなんですけれども、30年度末、Cの整備面積、これは217.84ヘクタール、Dの整備人口は7,818人、そうしましたらBの行政人口に対する普及率がE欄にございます84.2%となりました。また、F欄の水洗化人口につきましては、6,233人となりまして、整備人口に対する水洗化率につきましては、一番右端79.7%となります。なお、世帯数ベースでの数値を下段に書いておりますので参考に見てください。

その下、表2のほうでございますが、浄化槽整備推進事業の普及状況でございます。

30年度末で新規に2基の浄化槽を設置しました。ただし、うち寄附をいただいている分から1基更新がありましたので、数字としましては1基増、そして、寄附分を1基

減というふうになっております。

それから、表3、その下、表1の公共下水道、それから表2の浄化槽を合わせまして、全体の下水道普及率が85.8%というふうになっておりますので、それを示しております。

それから、下の表4につきましては、区それから自治体別での下水道普及状況を取りまとめたものでございますので、またご一覧くださいませ。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

これより質疑のある方、挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に掲げております、ただいま出席の所管分の付託議案審査及び所管事項の報告を終了いたしますが、そのほか委員から何かございましたら挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 当局、何かありませんか。黒川部長。

○まちづくり整備推進担当部長（黒川 剛） お手元のほうに追加で資料のほうを配付させていただいてございますけれども、大津市での事故を受けまして、町のほうで点検いたしました交差点対策につきまして、ご説明、ご報告を申し上げます。

5月8日に発生いたしました大津市の事故を受けまして、道路の安全施策を所管しております建設環境課職員によりまして、5月10日、翌々日でございますけれども、大津市の事故現場をまずは確認させていただきました。

現場を見たところ、歩道には縁石等が設置されておまして、横断歩道部分の縁石がない部分につきまして、車が進入してしまったといったものではないかというふうに、現場につきましては確認をさせていただきました。

当日戻ります道すがら、戻ってまいりましてから、町内の各所を確認してまいりました。歩道が整備されていない町管理の道路施設、道路箇所が数多く存在しておまして、全てに安全対策を講じるというのは困難であろうということから、歩道が設置されておまして、人が滞留するであろうと思われる箇所及び今後通行車両が増加することが見

込まれます3地点につきまして設置するという方向性で取りまとめをしております。

まず、1カ所目でございますけれども、1枚目の資料でございます南北線郷之口鷺峰山線交差点でございます。新庁舎及び須河車体が位置します南北線沿道の郷之口鷺峰山線交差点でございます。工事車両の通行及び新市街地整備の進行によりまして、今後、交通量の増加が想定できることから実施するという形で考えてございます。

めくっていただきまして、2番目、郷之口南線と郷之口西和東線交差点、田原小学校、保育園のところでございますけれども、この場所につきましては、南方面に下校する子どもたち、また保育所の所外保育での移動の際に利用する地点でございます。子どもたちが交差点で滞留するという場所であろうということから実施を考えております。

3カ所目、最後のページになりますけれども、宇治田原山手線、町道の12の1号線、緑苑坂の一番最初の大きな交差点のところでございます。この地点につきましては、子どもたちが毎日通学に利用をしているところでございます。また、現在、町のほうがネクスコに委託いたしまして施工してございます山手北線が完成いたしました後には、大津市への利便性も高まり、交通量が飛躍的に増加すると見込まれているということから実施するものでございます。施工の内容といたしましては、施工箇所の状況からU型のバリケードまたは棒型のバリケードを設置することとしております。

この工事によりまして、万全な安全対策であるとなかなか言い切れるところではございませんけれども、安全対策にはひとつ寄与できるような取り組みではなかろうかというふうに考えております。なお、早期に工事に着手してまいりたいと考えておりまして、予算につきましては現予算の中で、まずは対応をしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） ただいまの件は報告事項としておきます。

これで、ただいま出席の所管課に係ります事項を終了いたします。

次に、日程第5、その他を議題といたします。

何かございましたら挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 当局もございませんか。

事務局ありませんか。

ないようですので、日程第5、その他についてを終了いたします。

本日は、付託議案5件、また所管事項報告等、多岐にわたっての審査を終了いたしました。

無事に審査を終了できましたことにお礼を申し上げます。また、町当局におかれましても、詳細な説明、資料作成等、ご苦労さまでございました。

本年度も第1四半期の終盤に入り、事業執行が本格化してくる時期となりました。各所管課におかれましては、早期の着手、速やかな事業進捗を行う中において、適正な執行に努めていただくよう強く求めておきます。

委員会所管にかかります重要事項、懸案事項報告につきましては、今後においても遺漏のないよう重ねて要望しておきます。

7月の閉会中の委員会においては、第2四半期の執行状況の報告を願う予定としています。7月23日午前10時から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時47分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 谷 口 重 和